

【議題 1】

第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の考え方について（協議事項）

1 策定までの流れについて

(1) スケジュール（案）について

	分科会	議題（案）
R6 年度	第 2 回 （今回）	・（協議）第 10 期計画の考え方について ・（報告）令和 7 年度高齢者等実態調査の実施方針
R7 年度	第 1 回 （R7.7 頃）	・（報告）第 9 期計画の進捗状況 ・（報告）令和 7 年度高齢者等実態調査の実施概要
	第 2 回 （R8.3 頃）	・（報告）令和 7 年度高齢者等実態調査の結果 ・（協議）第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針 策定スケジュール
R8 年度	第 1 回 （R8.7 頃）	・（報告）第 9 期計画の進捗状況 ・（協議）第 10 期高齢者保健福祉計画事業案 ・（報告）（仮）人口・認定者推計結果
	第 2 回 （R8.12 頃）	・（協議）給付費推計・介護保険料案 ・（協議）施設整備計画案 ・（協議）パブリックコメント実施案
	第 3 回 （R9.2 頃）	・（協議）施設整備計画案 ・（承認）介護保険料 ・（報告）パブリックコメント実施結果 ・（承認）答申案

(2) 計画策定方法について

第 10 期計画の策定は、市等の関連計画（第 9 次豊田市総合計画、第 3 次地域福祉計画等）や令和 7 年度に実施する「高齢者等実態調査」の結果等を踏まえ、高齢者専門分科会での協議を通じて進めていきます。

2 計画を策定する上での視点について

(1) 対象となる「高齢者」について

介護保険法等では高齢者を「65 歳以上」としていますが、高齢社会が進展し、平均寿命の延伸や高齢者の体力の若返りがみられる中、高齢者の定義に関する新たな概念や、年齢で一律に区切らない考え方も提起されています。

介護保険制度上の 65 歳という年齢を基準としながらも、年齢にとらわれない視点（状態像の把握など）が必要となります。

(2) 高齢者の現状について

高齢者の体力的な若返り等から 60 代後半においても就労する高齢者が増えているほか、就労意向のある高齢者も多く、就労を通じた社会的な接点を持つ可能性も示唆されています。一方、65 歳以上の高齢者世帯で、単身世帯が増加傾向にあり、孤独・孤立が進む可能性もはらみ、より「つながり」が重要となることが予想されます。

特に介護予防の視点においては、加齢やライフイベント等に伴う「本人が意図しない孤立」からのフレイル移行など「今後、顕在化が見込まれる課題」の想像と未然防止について検討の重要性が高まると思われます。

(3) 高齢社会について

団塊の世代全員が後期高齢者入りする 2025 年を迎え、増加する高齢者が抱える課題や取り巻く環境も多様化することが見込まれる社会において、幸せ感の向上に向けた支援の在り方は今まで以上に個別化することになると予想されます。

また、対象となる高齢者像の変化が見込まれる中、「状態像に応じて適切な支援を受けられる社会」の在り方が問われると思われます。

(4) 高齢者と認知症について

厚労省の調査によると、2040 年には高齢者の約 3 人に 1 人が認知症又は軽度認知障害になると推計されています。認知症が特別ではなく身近なものになっていく中、過日閣議決定された認知症施策推進基本計画等を参考に、新しい認知症観や（認知症の人を含む）高齢者の意思等の尊重、あらゆる人が支え合いながら地域で暮らしやすい社会の実現を目指す必要があります。

(5) 介護人材と介護予防事業について

介護人材不足の声が挙がる中、介護人材の確保・育成事業の継続に加え、賃金のみにとらわれない魅力（介護業界で働くことによる自己実現のビジョンの提示等）の発信、外国人材の中長期的な視点による労働力強化の重要性及び介護人材の育成からマッチングまでの一体的支援の重要性がより増していくと予想されます。

また、介護人材の確保・育成に併せ、介護される対象者を減らす取組もより重要度が増していくと予測されます。特に、プレフレイルやフレイル状態に陥っている高齢者の早期発見手法とその支援の在り方については喫緊の課題であるため、介護や健康への意識を明らかにし、市民ニーズに即した支援の在り方を検討する必要があると考えています。

(6) 既存計画等の状況の反映と予測される課題への対応

これまで市は、高齢者を取り巻く時勢を捉え、「介護予防・健康づくりに通じる社会参加」、「地域共生を支える体制整備」、「社会全体で取り組む認知症支援」の 3 つを重点施策として掲げ、推進してきたところです。9 期計画期間中の施策の実績を考慮しながら、今後顕在化が懸念される課題の未然防止についても検討が必要になります。